

利用上の注意(国勢調査：人口、世帯)

1 国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人囗の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われている。

明治35年12月1日、「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年法律第49号）が制定され、同法に基づく第1回国勢調査は大正9年に実施された。この法律では国勢調査は10年周期で行うこととされていたが、大正11年の法改正によって、10年周期からその中間年に簡易な調査を行うこととする5年周期に改められた。

戦前の各回国勢調査は大正9年、昭和5年、15年に大規模調査が、その中間の大正14年、昭和10年に簡易調査が実施された。なお、昭和20年は簡易調査の実施年に当たっていたが、戦争の影響で実施されなかった。（昭和20年には全国的な規模の人口調査が実施されるとともに、昭和22年には臨時国勢調査が実施されている。）

昭和22年3月26日、「統計法」（昭和22年法律第18号）が制定され、特に国勢調査については、国勢調査ニ関スル法律の規定を引き継いで、その実施を定めている。また、統計法は新たに「指定統計」の制度を設けたが、国勢調査は、昭和22年5月2日内閣告示第21号によって「指定統計第1号」に指定された。統計法では調査周期を5年と定めていたが、昭和25年国勢調査の後、昭和29年にその周期を10年に改めるとともに、その中間に簡易な方法による調査を行うこととなり、これによつて昭和30年国勢調査は簡易調査として実施された。以後、昭和35、45、55年、平成2年及び12年に大規模調査が、その中間の昭和40年、50年、60年及び平成7年に簡易調査が実施された。

大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。

戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

国勢調査は、第1回の大正9年国勢調査以来一貫して10月1日午前零時現在で実施されている。

調査の地域

直近である平成12年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 齧舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隱岐郡五箇村にある竹島

2 用語の解説

人口

調査年10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）で行われた国勢調査による人口である。

ただし、昭和20年は同年11月1日午前零時現在で行われた「人口調査」による人口である。

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。

なお、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ以下に述べる場所に「常住している人」とみなして、その場所で調査している。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているものは、その宿泊施設。
- 2 病院又は療養所に引き続き3ヶ月以上入院又は入所している者はその入院先、それ以外の者は

3ヶ月以上の入院の見込みの有無にかかわらず自宅

3 船舶（自衛隊の使用する船舶は除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶。

4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎内又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所。

5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めすべて調査の対象となるが、次の人は調査の対象から除外されるいる。

1 外国政府の外交使節・領事機関の構成員等（随員を含む。）及びその家族

2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

人口についての定義は、昭和30年以降同一となっているが、昭和25年以前は次のようになっていた。

(大正9年～昭和15年)

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時に居た場所で調査する方法による人口であり、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地に現在した者とみなして調査した。

なお、昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるといないと問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査した。

(昭和20年・22年)

調査した人口は「現在人口」である。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後2日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地に現在したとみなして調査した。

昭和20年の人口調査では、韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有しない外国人及び陸海軍の部隊・艦船内

にあった者は、調査の対象から除外した。

また、昭和22年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外している。

(昭和25年)

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで「常住している者」とは、当該住居に6か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。

なお、昭和30年以降の調査からは居住期間を3か月以上としている。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調査した。

面積

面積は、各回の「国勢調査報告 第1巻」及び建設省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。ただし、一部境界未定等のため、その面積が測定されていない場合があるが、これらについては総務庁統計局で推定している。

年齢

年齢は、昭和40年～平成12年については、調査日前日による満年齢である。なお、昭和40年～平成12年の調査には10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で0歳に含まれる。大正9年～昭和35年については、数え年による年齢を用いた昭和20年を除いて、調査日現在による満年齢である。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚—まだ結婚をしたことのない人

有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

ただし、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」の範囲は、インド、インドネシア、ヴィエトナム、カンボディア、シンガポール、スリ・ランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブルタニア、ブルネイ、マレイシア、ミャンマー、モルディブ、ラオスの15か国とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本

2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

昭和60年以前については、「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」の4区分としている。

従業地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅—従業している場所が自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含

まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外－自市区町村内に従業・通学先がある者で、上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

自市内他区－常住地が 13 大都市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）にある者で、同一市（都）内の他区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村－従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他県－従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

なお、昭和 60 年国勢調査以降における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和 55 年国勢調査での普通世帯、準世帯との対応は次表のとおりである。

一般世帯とは、次のものをいう。

1 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。

なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- 1 寮・寄宿舎の学生・生徒
- 2 病院・療養所の入院者
- 3 社会施設の入所者
- 4 自衛隊営舎内居住者
- 5 矯正施設の入所者
- 6 その他

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	<input type="radio"/> 住居と生計を共にしている人の集まり <input type="radio"/> 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	<input type="radio"/> 間借り・下宿などの単身者 <input type="radio"/> 会社などの独身寮の単身者	<input type="radio"/> 寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/> 病院・療養所の入院者 <input type="radio"/> 社会施設の入所者 <input type="radio"/> 自衛隊の営舎内居住者 <input type="radio"/> 矯正施設の入所者 <input type="radio"/> その他

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した。

- A 親族世帯－二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。
- B 非親族世帯－二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- C 単独世帯－世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によつ

て、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子どもから成る世帯
- (3) 男親と子どもから成る世帯
- (4) 女親と子どもから成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦、子どもと両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子どもと片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子どもを含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子どもと他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子どもを含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

3世代世帯—「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」及び「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」をいう。

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、連れ子、

養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢単身・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上と妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

人口集中地区

「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定されている。

- (1) 平成2年までは国勢調査調査区を、平成7年以降は国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基礎単位地域（原則として人口密度が 1 km^2 当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が調査時に5,000人以上を有すること。
- (4) 女親と子どもから成る世帯

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が 1 km^2 当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

人口集中地区的面積は、総務庁統計局が各基本単位区の面積を測定し、これを合計したものである。

<内容についての問い合わせ先>

広島県地域振興部管理総室生活統計室（人口統計グループ）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話（082）513-2533（ダイヤルイン）